

平成29年分の申告時期になりました！

# 市民税・県民税、所得税の申告はお早目に！！

申告期限は

3月15日(木)

期限までに申告してください。  
なお、所得税の確定申告をした人は、  
原則として市民税・県民税の申告の必要  
はありません。

## 問い合わせ

市民税・県民税について

市民税課(市役所 3 階)

☎55-2734 ☎53-0974

所得税(確定申告)について

富士税務署 ☎61-2460

## 市民税・県民税

申告期間／

2月16日(金)～3月15日(木)

9～17時 ※土・日曜日は除く。

申告会場／消防防災庁舎7階

大会議室

！最近の主な改正点など

▼平成30年度の市民税・県民税の申告  
(平成29年分確定申告) から、医療  
費控除の適用を受ける場合、領収書  
の代わりに「医療費控除の明細書」  
の作成が必要です。詳しくは、広報  
ふじ12月5日号をごらんください。  
▼上場株式等に係る配当所得等につい  
て、市民税・県民税の申告書を提出  
することにより、所得税と異なる課  
税方式を選択できます。

## 市民税・県民税の出張受付

受付時間／9～16時

※2月22日(木)浮島まちづくりセンター  
の受付時間は、9～12時です。

| 3月     |        |        |       |       |       |       | 2月     |        |        |        |        |        |        | と<br>き | と<br>こ<br>ろ<br>(地区まちづくりセンター) |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------------------|
| 14日(水) | 13日(火) | 12日(月) | 9日(金) | 8日(木) | 7日(水) | 6日(火) | 28日(水) | 27日(火) | 26日(月) | 23日(金) | 22日(木) | 21日(水) | 20日(火) |        |                              |
| 富士駅北   | 富士駅南   | 富士南    | 天間    | 岩松    | 鷹丘    | 松野    | 富士川    | 田子浦    | 原田     | 須津     | 大淵     | 浮島(※)  | 吉永     | 神戸     |                              |

## 持ち物

① 印鑑

② 平成29年中の所得を証明できるもの  
(給与・年金の源泉徴収票、報酬など  
の支払調書、その他帳簿類)

③ 社会保険料控除証明書(国民年金保険  
料など)、生命保険料・地震保険料(旧  
長期損害保険料を含む) 控除証明書、  
寄附金などの支払証明書または領収書  
④ 身体障害者手帳や療育手帳など障害者  
であることを証明できるもの

⑤ 医療費控除またはセルフメディケーシ  
ョン税制の明細書(合計額を計算し、  
明細書を作成してください)

★ 国外居住親族の扶養控除等を受ける場  
合、⑥⑦の提出または提示が必要です。

(外国語記載のものは日本語訳を添付)  
⑥ 親族であることを証明するもの(戸籍  
全部事項証明書、出生証明書など)

⑦ 扶養親族に送金したことを証明するも  
の(送金依頼書、クレジットカード利  
用明細書など)

★ 申告者本人及び扶養親族等のマイナ

バー(個人番号)の記載が必要です。  
本人に関する⑧⑨の書類(原本)をお  
持ちください。

⑧ 番号確認書類(マイナンバーカード、  
通知カード、マイナンバー記載の住民  
票の写し・住民票記載事項証明書)

⑨ 身元確認書類

(1点で確認できるもの／マイナンバ  
ーカード、運転免許証、パスポート、  
障害者手帳、その他顔写真つき身分証  
明書。2点で確認できるもの／健康保  
険証、年金手帳、住民票の写し、納税  
証明書、源泉徴収票など)

※ 代理人申告の場合、次の[A]～[C]が必  
要です。  
[A] 申告者本人の番号確認書  
類、[B] 代理人の身元確認書類、[C] 本  
人が作成した委任状や戸籍全部事項証  
明書などの代理権の確認書類

## 郵送による申告方法

申告書に住所、氏名、生年月日、電話  
番号、マイナンバーを記入し、上記の②  
⑦のうち必要な書類の写しと、⑧⑨の  
写しを同封の上、送付してください。

※ 申告書の押印を忘れずしてください。  
送付先／〒417-1860

富士市役所 市民税課

※ 市民税・県民税の申告会場、出張受  
付会場では、所得税の確定申告は受  
け付けません。

※ 給与以外の収入に係る市民税・県民  
税を自分で納付する人は、その旨を  
申告してください。

# 所得税 及び 復興特別所得税 (確定申告)

## 確定申告会場のご案内

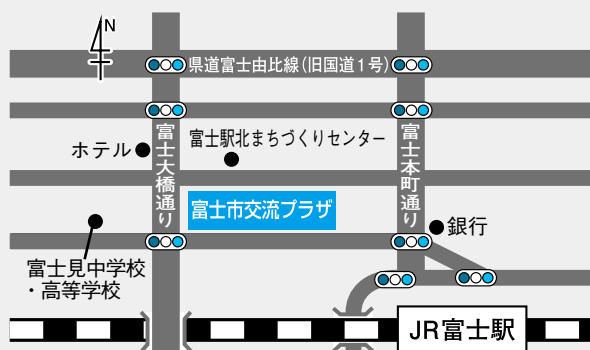
### 開設期間

2月16日(金)～3月15日(木)  
9～17時(受付は16時まで)

※土・日曜日は除く。

### 申告会場／富士市交流プラザ

※申告期間中、富士税務署では申告書などの作成指導は行いません。



※駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

## 自宅のパソコンで申告を

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」で、案内に従って入力することで申告書を作成できます。作成した申告書は、「e-Tax」または印刷して郵送により提出することで、確定申告会場に行かずに申告することができます。  
国税庁ウェブサイト／  
<http://www.nta.go.jp>

送付先／〒416-8650  
富士市本市場297-1 富士税務署

## マイナンバーが必要です

申告者本人や扶養親族等のマイナンバーの記載と、申告者の本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。

### ★マイナンバーの相談窓口

開設期間中の火・木曜日9～16時には、「自分のマイナンバーがわからない」「マイナンバーカードを申請したい」などのマイナンバーに関する相談窓口を申告会場に設けます。  
お気軽にご相談ください。

問い合わせ／市民課 ☎(55)2977

## 納税は便利な振替納税で!

口座振替日／4月20日(金)

振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出するだけで、指定の預貯金口座から自動的に納税が行われる、便利で確実な納税方法です。

## 年金受給者及び住宅ローンでマイホームを取得した人への申告指導

とき／2月13日(火)～15日(木)

9～12時、13～16時

ところ／富士市交流プラザ

※申告指導期間中、富士税務署では申告書などの作成指導は行いません。  
持ち物／下段の①～⑦をお持ちください。

また、住宅ローン減税を受ける人は、家屋の売買(請負工事)契約書の写し、家屋の登記事項証明書、住宅取得資金に係る年末残高証明書なども必要です。

※控除を受けるための要件や必要な書類について詳しくは、国税庁ウェブサイトまたは左記の電話相談をご利用ください。

※公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要です。

## 住民税に関する事項の記載

確定申告書第二表には、所得税と市民税・県民税で取り扱いの異なる事項について、「住民税に関する事項」の欄が設けられています。必ず記載してください。

## 確定申告に関する電話相談

富士税務署(☎(61)2460)の音声ガイダンスに従って「0」を押してください。  
開設日時／3月15日(木)まで 8時30分～17時 ※土・日曜日は除く。

## 税理士による無料税務相談

とき／2月7日(水)～14日(水)

9時30分～12時、13～16時

※土・日曜日、祝日は除く。

ところ／鷹岡まちづくりセンター1階ホール

対象／①～③のいずれかに該当する人

①平成28年分の所得金額(専従者控除前または青色特典控除前)が300万円以下の人

②消費税課税事業者のうち、平成27年分の課税売上高が3000万円以下の人

③給与所得者及び年金受給者

持ち物／左記の①～⑦のほか、税務署から送付された「確定申告のお知らせ」のはがきまたは申告書をお持ちください。  
なお、⑥は写しが必要です

※譲渡(土地・建物・株式など)・山林所得や贈与税などの申告相談は、富士市交流プラザ確定申告会場へ。

※今回の所得税及び復興特別所得税の確定申告から、富士商工会議所の無料税務相談はなくなりました。

## 申告に必要な持ち物

- ①源泉徴収票など所得金額の計算に必要な書類
- ②各種控除の証明書・領収書
- ③印鑑
- ④筆記用具、電卓
- ⑤預貯金口座番号(本人名義)のわかるもの
- ⑥マイナンバーカードまたは通知カード及び運転免許証など
- ⑦平成28年分申告書(控)など